

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

### 1. 計画期間

令和3年4月1日～令和9年3月31日

### 2. 当社の課題

課題1：女性労働者の平均勤続年数が男性に比べ短い

課題2：女性管理職比率が労働者比率に比べ低い

### 3. 目標と取組内容

#### **目標1**：女性労働者の平均勤続年数を現在の4.6年から5.0年まで伸ばす

取組内容：令和6年5月～ 利用可能な福利厚生や休暇等について、労働者や  
管理職に定期的に周知し、意識啓発を行う。  
令和7年4月～ 産育休復帰者への研修等サポート体制の充実。  
令和8年7月～ 人事評価制度を運用し、各人のキャリアアップを促す。

#### **目標2**：女性管理職を24.9%から27.5%まで増やす

取組内容：令和6年5月～ 全労働者男女比と各事業所男女比が同程度の配置に努める。  
令和6年10月～ 全労働者が受講可能なスキルアップ研修を推進する。  
令和7年10月～ 役職登用の基準を明文化する。  
令和8年7月～ 会社として管理職へのバックアップ体制の強化をする。

以上